

# 四万十市立屋内相撲場新築工事実施設計業務

## 特記仕様書

四万十市

## I. 業務概要

### 1. 業務名称

四万十市立屋内相撲場新築工事実施設計業務

### 2. 対象施設の概要

- (1) 施設名称 四万十市立屋内相撲場
- (2) 施設の場所 四万十市 安並 地内
- (3) 施設用途 屋内相撲場

( 令和6年国土交通省告示第8号別添二 類型: 第四号 用途: 第1類 とする。 )

### 3. 履行期間

契約日の翌日から 180日間

### 4. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

- a. 敷地面積 四万十市立安並運動公園 武道館 敷地内
- b. 都市計画区域  内  外
- c. 用途地域 指定なし
- d. 防火地域 指定なし
- e. 地域、地区等 指定なし

#### (2) 施設の条件

- a. 主要構造 鉄骨造
- b. 階数 平屋建て
- c. 延べ床面積 176㎡程度
- d. 耐震安全性の分類  
Ⅲ類
- e. 必要諸室  
土俵(11m×11m程度)、板の間(上がり座敷)、シャワー室×2、更衣室×2、多目的トイレ、洗濯足洗い場、外構
- f. 必要設備
  - ・ 電気設備 幹線設備、電灯コンセント設備
  - ・ 機械設備 給排水衛生設備、空調設備
- g. 予定工期 令和9年6月 ～ 令和10年2月

#### (3) その他

- a. 建築位置は、監督職員と協議の上決定する。
- b. 建築位置により、敷地は武道館全体となることもある。

## II. 設計業務仕様

本特記仕様書(以下「仕様書」という。)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(以下、「設計業務共通仕様書」という。)(国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)による。

### 1. 仕様書の適用

仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものについては、レ印の付いたものを適用する。

### 2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法(昭和25年法律 第202号)による一級建築士
- 建築士法(昭和25年法律 第202号)による一級建築士又は二級建築士

### 3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の内容及び範囲(下記の内○印を付けたものを適用する。)

項目	業務内容	適用	
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	(i)条件整理	
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	(4) 基本設計方針の策定	(i)総合検討	
		(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	
(5) 基本設計図書の作成			
(6) 概算工事費の検討			
(7) 基本設計内容の建築主への説明			
実施設計等に関する業務	(1) 要求の確認	(i)建築主の要求等の確認	○
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	○
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 実施設計方針の策定	(i)総合検討	○
		(ii)実施設計のための基本事項の確定	○
		(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
(4) 実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	○	
	(ii)建築確認申請図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		○	
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		

(2) 追加業務の内容及び範囲（下記の内○印を付けたものを適用する。）

項目	業務内容	適用
積算業務	(1) 積算数量算出書の作成	○
	(2) 単価作成資料の作成	○
	(3) 見積の徴集	○
	(4) 見積検討資料の作成	○
建築確認申請 手続き業務	(1) 建築確認申請に係る手続き	○
	(2) 構造計算適合性判定に係る手続き	
	(3) エネルギー消費性能適合性判定に係る手続き	
その他業務	(1) 透視図作成	
	(2) 模型製作	
	(3) 日影図作成	
	(4) 工事工程表作成	
	(5) 許可申請書作成及び申請手続き業務	
	(6) 内訳明細書の営繕積算システムRIBCへの入力	○

(注)営繕積算システムRIBCは、(一財)建築コスト管理システム研究所(<http://www.ribc.or.jp/>)にてレンタル申請ができます。

(3) 実施設計等に関する業務軽減率

	提供を受ける資料、サンプル、データ、指針等の内容
	類似の参考資料等がある場合
	準拠する設計図書が有り、その一部を利用できる場合

(4) 難易度による補正（下記の内○印を付けたものを適用する。）

業務	適用	難易度による補正の対象
総合		特殊な敷地上の建築物
		木造の建築物(小規模なものを除く)
構造		特殊な形状の建築物
		特殊な敷地上の建築物
		特殊な解析、性能検証等を要する建築物
		特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く)
		免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く)
設備		木造の建築物(小規模なものを除く)
		特殊な敷地上の建築物
		特別な性能を有する設備が設けられる建築物

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 設計業務は、提示された条件及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準によって行う。

(2) 実施設計業務

- a. 可能な限り内装の木質化を図り、木の温もりが感じられる施設とすること。
- b. 現地調査を行い、現況を十分把握すること。
- c. LED照明等、環境に配慮した機器の導入を検討すること。
- d. 設計にあたっては、対象施設について十分研究を行うこと。
- e. 可能な限り施設利用に支障がない施工方法を検討すること。
- f. 完成後の維持管理が容易な設計すること。
- g. 使用する木材は、市内産材とし、加工・施工についても、可能な限り市内事業者で行える工法とすること。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他

5. 適用基準等（下記のうち○印の付いたものの最新版を適用する。）

適用	基準名等	適用	基準名等
	a. 共通		d. 設備
	官庁施設の基本的性能基準		建築設備計画基準
	官庁施設の基本的性能に関する技術基準	○	建築設備設計基準
	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	○	公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)
	官庁施設の総合耐震診断・改修基準		公共建築設備改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
	官庁施設の環境保全性基準	○	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	○	公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)
○	高知県ひとにやさしいまちづくり条例		公共建築設備改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
	中村小京都まちなみ景観基本計画	○	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
○	公共建築工事積算基準		公共建築設備改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
○	公共建築工事共通費積算基準		公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
○	公共建築工事標準単価積算基準	○	公共建築設備数量積算基準
	b. 建築		e. 設備積算
○	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)		f. その他
	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)		
	公共木造建築工事標準仕様書		
	建築設計基準		
	建築構造設計基準		
	建築工事標準詳細図		
	構内舗装・排水設計基準		
	c. 建築積算		
○	公共建築数量積算基準		
○	公共建築工事積算基準等関連資料		



10. 成果品、提出部数等

(1) 基本設計（下記の内○印を付けたものを適用する。）

適用	成果品	数量	製本形態等
	建築(総合)基本設計図書	一式	版 横縦製本 部 データ(CADデータ)共
	建築(構造)基本設計図書		
	設備基本設計図書		
	工事費概算書	一式	A4 版 横縦製本 部 データ共
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築(構造)及び設備の成果品は、建築(総合)基本設計の成果品の中に含めることができる。</li> <li>・ 基本設計図書の詳細は、令和6年国土交通省告示第8号別添一、基本設計に関する標準業務、ロ成果図書による。</li> </ul>			

(2) 実施設計（下記の内○印を付けたものを適用する。）

適用	成果品	数量	製本形態等
○	建築(総合)設計図	一式	<b>■CADデータ, PDFデータ</b> 原則として、CD-Rで提出する。データ形式は[JWW形式]とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読込が可能な形式とすること。なお、他の形式で提出する場合は、元データとの整合性を取る。図面データは[PDF形式]に変換したものを提出すること。  <b>■2つ折り縮小製本(2部)</b> 2つ折り時のサイズがA4判になるように図面を縮小し、2つ折り製本したもの。ただし、設計原図サイズがA1判以上の場合は、図面サイズは調査職員と協議すること。
	建築(構造)設計図		
	設備設計図		
○	内訳明細書	一式	<b>■RIBC 内訳書データ</b> RIBCで作成した内訳明細書を、CD-Rに格納し提出すること。
○	積算数量算出書	1部	<b>■A4判パイプ式ファイル綴</b> <b>■Excelデータ, PDFデータ</b> <b>■RIBC 見積比較データ(3社分)</b> RIBCで作成した見積比較データを、CD-Rに格納し提出すること。
○	単価決定資料		
○	見積書等関係資料		
○	建築確認申請等図書	一式	<b>■指定様式による</b>
○	工事費概算書	一式	<b>■Excelデータ, PDFデータ</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築(構造)及び設備の設計図は、建築(総合)設計図の中に含めることができる。</li> <li>・ 積算数量算出書、単価決定資料、見積等関係資料は、1冊にまとめることができる。</li> <li>・ 設計図の原図サイズが指定サイズより小さい場合の成果品は、原図サイズとする。</li> <li>・ 設計図の詳細は、令和6年国土交通省告示第8号別添一、実施設計に関する標準業務、ロ 成果図書による。</li> </ul>			